

## 北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会

### 設立趣旨

北陸地方における建設界では、少子高齢化の進展や労働人口の減少に加え、近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化等により、建設業者数や建設業就業者数も減少しており、とりわけ離職者の増加や若年入職者の減少等の厳しい状況に直面している。また、これらの状況については、これまで建設界の持つ魅力を建設界全体として発信することや建設界に対する好印象を醸成することが、うまくできてこなかったことも主因の一つと考えられる。

このような状況下においては、将来にわたる社会資本の整備・維持管理及びその品質確保や、冬期の除雪を含む災害時の対応等を通じた地域の維持等に支障が生じることが懸念されることから、地域における担い手の確保・育成は極めて重要な課題となっており、平成26年には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のいわゆる担い手三法が改正され、建設工事の担い手の育成と確保について、建設業者団体や国等の責務が明確化されたところである。

上記をふまえ、北陸地方における建設界の担い手をめぐる現状や課題に関する認識を共有し、建設界の担い手不足に対し、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等が一体となって担い手の確保・育成の取組みを推進することを目的としたプラットフォームとして、「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」を設置する。

**「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」  
新潟県部会 実施要領**

本運営要領は、「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」規約 第6条で定める新潟県部会（以下「部会」という。）において、会員間で円滑に調整・連携し、活動を進めるための事項を定めるものである。

（構成員）

第1条 部会の会員は、別紙1のとおりとする。

（部会長）

第2条 部会の部会長は、北陸地方整備局環境調整官をもってあたる。

2 部会長に事故があるときは、構成員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 会員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。

3 部会長が必要と認めるときは、会員以外の者に対し、部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（建設系の大学・高専、高等学校を対象とした現場見学会等相談窓口の開設）

第4条 建設系の大学・高専、高等学校（別紙2に定めた学校に限る）を対象とした新たな取り組み実施時の相談窓口を開設する。（別紙2）

2 各学校の相談窓口事務所は、学校側から実施への相談を受けた場合は、必要に応じて各機関・団体へ協力を要請し、会員間で連携し可能な範囲において、学校側への協力を行うものとする。

なお、各校と各機関・団体の間での既存の関係で行っている取り組みについては、これまで通りの関係を継続していくものとする。

（部会事務局）

第5条 会議および部会の庶務は、北陸地方整備局企画部及び建政部が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 新潟県部会会員名簿

	所 属	役 職
1	(一社) 日本建設業連合会	北陸支部 総務委員
2	(一社) 新潟県建設業協会	事業部 第二部長
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	北陸支部 副支部長
4	(一社) 新潟県測量設計業協会	副会長
5	新潟大学 工学部 工学科 社会基盤工学プログラム	
6	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻	
7	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科	
8	新潟工業高校	校長
9	新発田南高校	校長
10	新潟労働局	職業対策課長
11	○北陸地方整備局	環境調整官
12	建政部	建設産業調整官
13	信濃川河川事務所	事務所長
14	新潟国道事務所	事務所長
15	北陸技術事務所	事務所長
16	新潟県	土木部副部長 (監理課長)
17	新潟県教育委員会	高等学校教育課長
18	新潟県教育委員会	義務教育課長
19	新潟市	技術管理課長
20	(一社) 新潟県地質調査業協会	理事
21	(一社) 日本道路建設業協会北陸支部	幹事長

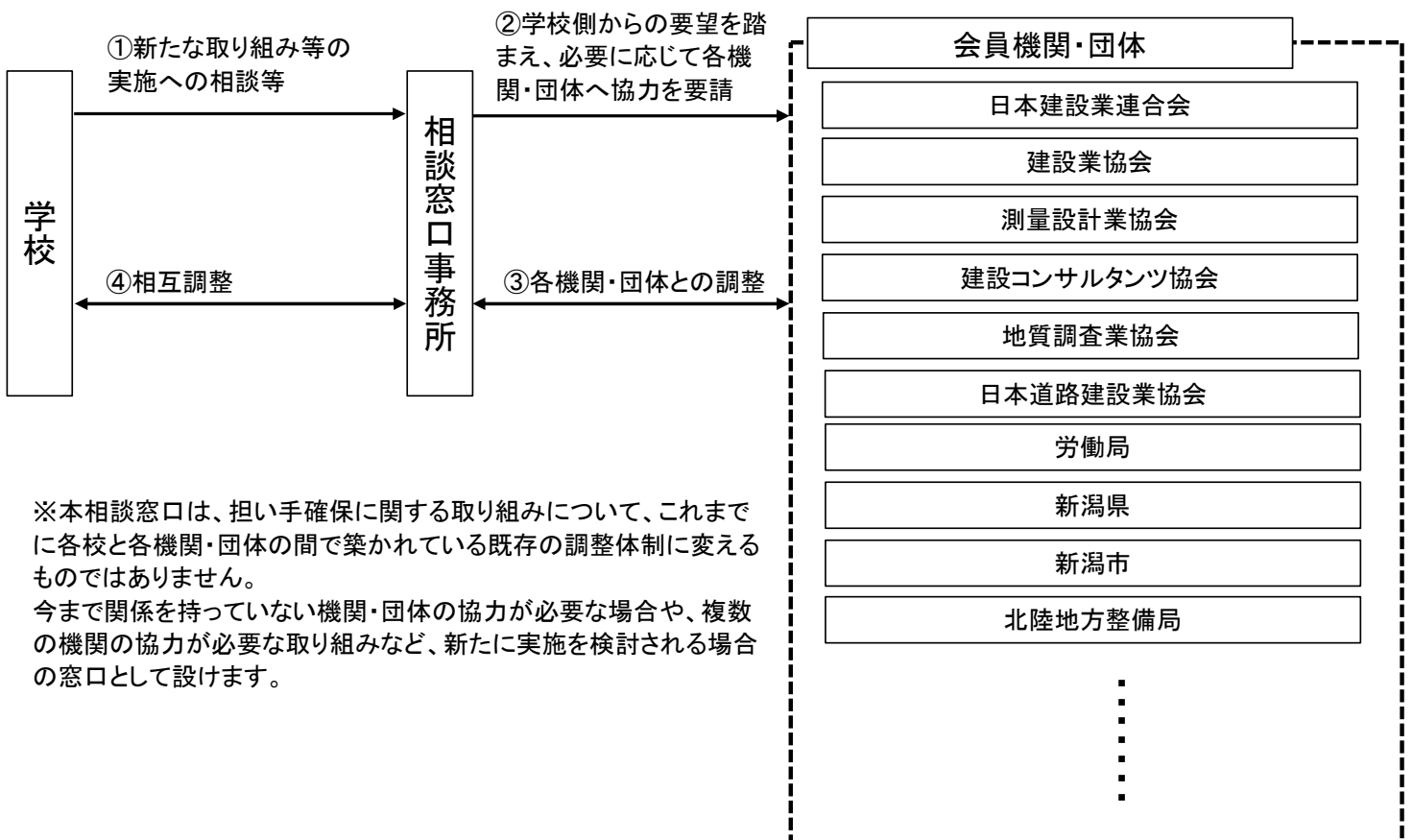
○ : 部会長

## 建設系大学・高専、高等学校の担い手確保の取り組みに関する相談窓口事務所

令和4年4月1日時点

学校名	北陸地方整備局 担当事務所名	役職	氏名	連絡先	メールアドレス	備考
新潟大学	信濃川下流河川 事務所	事業対策官	志田 和弘	025-266-7131(代) 025-266-7133(工務)	<a href="mailto:shida-k843u@mlit.go.jp">shida-k843u@mlit.go.jp</a>	
長岡技術科学大学	信濃川河川事務所	副所長	山邊 満	0258-32-3020	<a href="mailto:yamabe-m84ti@mlit.go.jp">yamabe-m84ti@mlit.go.jp</a>	
長岡高専	長岡国道事務所	建設専門官	山本登美男	0258-36-4582	<a href="mailto:yamamoto-t84uh@mlit.go.jp">yamamoto-t84uh@mlit.go.jp</a>	
新発田南	新潟港湾・空港整備 事務所	副所長	千葉明裕	025-222-6111	<a href="mailto:chiba-a84xf@mlit.go.jp">chiba-a84xf@mlit.go.jp</a>	
新潟工業	阿賀野川河川 事務所	副所長	星野 政一	0250-22-2211(代)	<a href="mailto:hoshino-s84ca@mlit.go.jp">hoshino-s84ca@mlit.go.jp</a>	
新潟県央工業	信濃川下流河川 事務所	事業対策官	志田 和弘	025-266-7131(代) 025-266-7133(工務)	<a href="mailto:shida-k843u@mlit.go.jp">shida-k843u@mlit.go.jp</a>	
加茂農林	信濃川下流河川 事務所	事業対策官	志田 和弘	025-266-7131(代) 025-266-7133(工務)	<a href="mailto:shida-k843u@mlit.go.jp">shida-k843u@mlit.go.jp</a>	
上越総合技術	高田河川国道 事務所	副所長	吉田 俊康	025-523-3136	<a href="mailto:yoshida-t84ue@mlit.go.jp">yoshida-t84ue@mlit.go.jp</a>	
高田農業	高田河川国道 事務所	副所長	吉田 俊康	025-523-3136	<a href="mailto:yoshida-t84ue@mlit.go.jp">yoshida-t84ue@mlit.go.jp</a>	
新津工業	阿賀野川河川 事務所	副所長	星野 政一	0250-22-2211(代)	<a href="mailto:hoshino-s84ca@mlit.go.jp">hoshino-s84ca@mlit.go.jp</a>	
塩沢商工	長岡国道事務所	専門調査官	諏佐 浩昭	0258-36-4582	<a href="mailto:susa-h8410@mlit.go.jp">susa-h8410@mlit.go.jp</a>	

## 相談窓口フロー



※本相談窓口は、担い手確保に関する取り組みについて、これまでに各校と各機関・団体の間で築かれている既存の調整体制に変えるものではありません。

今まで関係を持っていない機関・団体の協力が必要な場合や、複数の機関の協力が必要な取り組みなど、新たに実施を検討される場合の窓口として設けます。